

会計監査を巡る最近の課題

— 透明性ある企業財務情報とはなにか

奥山章雄

関理事長 それでは、お待たせいたしました。ただいまから、本日の「資本市場を考える会」を始めたいと思います。

御案内いたしましたように、今日は日本公認会計士協会の奥山会長をお招きいたしまして、「会計監査を巡る最近の課題—透明性ある企業財務情報とはなにか」という題でお話をいただくことにいたしております。

奥山会長の御略歴をお配りしておりますが、公認会計士としてずっとお仕事をなさいます、有力監査法人の一つであります中央青山監査法人の代表社員を務

められますと同時に、団体歴のところにございますが、長い間公認会計士協会の重要な職務を続けられて、平成一三年の七月から会長をお務めでございます。公職歴もそこにありますが、御存じのように公認会計士の果たすべき役割が近年飛躍的に大きくなっていて構造改革とか金融改革・制度問題とか、いろいろな形で政策形成に参画されておられます。近年会計の監査の分野では、大変難しい問題、変化しつつある問題が多く、これは日本だけでなく、国際的にそういう状況になっておりますので、それらのエッセンスを会長から話していただくということは非常に有益なこと

でないかと思っております。大分前からお願いをいたしておりまして、本日、お忙しい時間を割いていただいたわけでございます。

それでは、奥山会長、どうぞよろしくお願いいたします。

御紹介いただきました、日本公認会計士協会会長をしております奥山でございます。

今日は、こういう場所でお話をさせていただく機会を与えられまして、大変光栄に存しております。やや具体的な話も含めて長時間話させていただきますので、座って失礼いたします。

今日は、「資本市場を考える会」ということです。ので、何をお話ししようかということを私自身いろいろ考えたのですけれども、やはり今資本市場の中で透明性ある企業財務情報、要するにしつかりしたディスクロージャー、これが核になるの

ではないかと思ひまして、このしつかりしたディスクロージャー、これを担う立場の一端として、関係するお話を申し上げるのが御参考になるかなという思いでレジュメをつくりました。

そういう意味で、ややあちこちに話が飛ぶかと思ひますけれども、その基は、透明性ある企業財務情報とは何かということに戻るといふ意味で、御理解をいただきたいと思ひます。

一、透明性ある企業財務情報

レジュメの1には、「透明性ある企業財務情報」といふ言葉を書かせていただきました。なぜことさらにこの言葉を入れたかということをもまず申し上げたいと思ひます。

透明性ある企業財務情報とは何か。これはいうまでもなく企業の実体を示す情報ということに尽

きると思います。企業の実体を示さないような情報というのは、透明性があるとはとてもいえない。逆に、透明性あるというのは企業の実体を示すものだろう。では具体的には何か。これは、私にはやはり含み損、隠れ債務、このことをきちんとして処理している財務情報だろうと思います。もう一つ、最近のセグメント情報ですけれども、セグメントなり部門別なり、そういう明細がわかる情報、これが透明性ある企業財務情報だろうと思います。

そうすると、含み損があるようなものとは一体どういう財務情報か。あるいは隠れ債務があるものはどういう財務情報か、この辺が実際問題として具体的に問題になるかと思えます。それぞれについて、監査という立場でしっかり担保しているか。含み損を処理しない、それはおかしいということ、監査できちんと出させているか。隠れ債

務があるのならば、それをきちんとして顕在化しているか、していないのなら、それを、ちゃんと出してください、そういう意味での監査を担保しているかが透明性ある企業財務情報の重要な鍵になると思います。

一、銀行監査問題

具体的な問題ですけれども、昨年りそな銀行や足利銀行について大変問題になりましたので、銀行監査は一体どうなっているかということについて、お話ししたいと思います。

御案内のように、今銀行については、金融庁が、都銀いわゆるメガバンクと地銀以下地域金融機関とを分けて管理する政策をとっております。

都銀につきましては、一昨年の一〇月に、「金融再生プログラム」をつくりまして、その再生プロ

グラムに基づいてきちんと都銀が不良債権を処理しているかどうかをウオッチしていき、来年三月までの期間に、そこに掲げられた項目を処理するということになっております。

私も、この金融再生プログラムをつくるときに竹中大臣の戦略チームに入り、いろいろと議論を交わしましたし、その後、フォローアップするために、金融庁にタスクフォースというものができましたが、そこでも私はメンバーとして、いろいろと都銀の状況についてチェックをしております。

都銀はそのような形で管理されているわけですが、一方、地銀以下はリレーションシップ・バンクング、「リレバン」といっていますけれども、その政策の管理の下で遂行されつつあるという状況です。

昨年起きたりそな銀行は都銀の問題であり、足

利銀行は地銀の問題なのです。そういう意味で代表的などうか、それぞれのグループで、ある意味で非常に弱いところが破綻してしまったということなのですけれども、それぞれの政策の中で問題が起きたということです。そして、特徴的なことは、そこに会計処理の問題が表面化し、その会計処理が適正かどうかということで監査が行われたわけで、私どもの感覚からいくと、まさしく透明性ある企業財務情報を巡って攻防戦が行われたということになったのではないかと思えます。

りそな銀行については、実は当時いろいろいわれましたが、例えば、朝日監査法人と新日本監査法人の見方が違う、朝日監査法人は繰延税金資産をゼロとしたが、新日本監査法人は繰延税金資産を三年分認めた、なぜ同じ監査法人でこんなに違うのかという批判がありました。また、りそな銀行の頭取が、新日本監査法人から三年分しか認め

ないといわれたときに、監査法人は背信的行為を行ったと記者会見で発言しました。そして、朝日監査法人で担当したともいうべき会計士が自殺をいたしました。そんなことから、新聞で大変いろいろな角度からはやし立てられ、また問題として取り上げられたわけですけれども、これを私ども会計士という立場から見た場合には、この本質はあくまでも繰延税金資産がどこまで認められるかということその一点に尽きると思います。

御案内のように、銀行は事業会社と違いまして、八％の自己資本比率、あるいは四％の自己資本比率、これを割るか割らないかで全く世界が変わってしまうという非常にドラステックな線があるわけです。りそな銀行はもう国内銀行になっていましたから、四％ラインというものが命綱だったわけです。この繰延税金資産がどれだけ認められるかということが、四％を割るか割らない

か、割れば公的資本が注入されて経営者の首は飛んでしまうという状況になるわけですから、経営者としては大変必死になって四％を割らない努力をする、こういうことだったわけです。

しかし、繰延税金資産が幾らかということはいくつか、幾ら経営者がたくさん積み立てているといっても、これは会計基準で決まっていることです。会計基準で決まっている以上の金額を計上できるわけがない。ですから、会計基準でどこまでそれを許容できるかということが、まさしく攻防戦だったわけです。

結局、御案内のように、三年分しか認められないということで四％を割って、公的資本が注入され、細谷さんが会長になって、りそな銀行は劇的に変わりました。今でも時々お会いしますけれども、大変な努力だろうと思います。りそな銀行のバランスシートは全く変わってしまい、昨年三月

末の状況は全く見えません。今のものが多分正しい姿だろうと思います。

一方で足利銀行、これは違った形でマスコミにおいて批判をされております。それは、昨年九月から一〇月、十一月にかけて金融庁の検査が入って、結果として二二〇〇億円の下方修正をさせられたということで、その引き当てとして六〇〇何億円が必要であり、そうなると、昨年三月末は債務超過だったのではないか、このようにとらえられたわけです。

これは、私もからすれば、実は全くの間違いであります。金融庁の検査というのは、銀行法に基ついて、銀行が健全であるかどうかという観点からチェックするわけです。これは、金融システムの安定化という大命題のもとに行われているわけです。一方、公認会計士の監査というのは証券取引法に基ついて行われているわけで、全然立場

が違つのです。

つまり、金融庁は自己資本維持をきちんと見るために、まさしく健全性のポイントを挙げております。私もは、企業の利益、財務諸表が適正かどうかという観点ですから、そこは同じではない。私はそういうことを、金融庁の検査と会計士の監査とは違つということを懸命に主張しました。それに対しては、そういう違いがおかしいから、どうしてもこれを一緒にしろ、そうでないと三月末の財務情報が正しいことはいえないのではないかという批判がありました。私は、一緒にするのなら、これは金融庁の検査を止めるか、あるいは会計士の監査を止めるか、検査と監査を一緒にやるか、これしかないということを申し上げ、金融庁ともその話をしました。

そうすると、検査と監査を一緒にやるということになると、これはある意味で聞こえはいいんで

すけれども、よく考えると、昔の護送船団方式に戻ることになります。つまり、検査によつて査定した結果を決算に反映させるということは、かつてあつたような償却承認をしていくという方式とどこが違うのかということになり、結果的には金融庁が銀行の決算を決めていくという姿になりかねない。ここが今までの行政で一番批判されたところですから、そこに戻るわけにはいかない。監査と検査を一緒の時期にやるわけにはいかない。まして、監査を止めて検査だけをやるといふわけにはいかないということになりまして、結局多少のどこぼがあつても、検査はあくまでも事後的にやることに徹するということになつたわけです。

そうになると、足利銀行のように、九月以降に前三月末の状況を検査するということになりまして、金融庁の検査では、監査あるいは自己査定で

はみえなかつた、非常にきつめのラインというものがいろいろ出てきて、相当の否認をしていくことがあり得ますし、現実にあります。

私は、このことが足利銀行だけの問題なのかということ、実は本年の一月に会計士協会がアンケート調査を地銀及び第二地銀の一〇五行に対して行ひまして、回答は一〇五行で、九〇%の回答率をいただきました。このことからみても、地銀、第二地銀ともこの問題について大変困難になつてゐるのだらうと思ひました。調査結果は新聞にも発表しましたけれども、平均的に二割程度は否認があり得る、つまり、金融庁の検査によつて引き当てについて二割程度は修正があり得る。ただし、これは毎年の検査ではなく、二年五ヵ月、二年半に一回という検査ですから、二年半ばかりのチェックでそういう修正があると感じました。もし毎年検査があるとす

れば、もうちょっと差が縮まって一割位になるのかなという感じもしますが、それにしても二割程度のもはこの銀行でもあり得るということですが。

足利銀行は、実は二七%の乖離率だったんです。つまり、下方修正されたのがもとの引当額に對して二七%程度ありましたが、そんなに飛び抜けて足利銀行が多かったというわけではないのです。

それならばなぜ突然倒れたのかということですが、これはもう一方で繰延税金資産の問題があつたからです。つまり、りそな銀行と同じように、債務超過のような金額の大きなマイナスが出てきて、繰延税金資産を計上しなければ債務超過になるといふときには繰延税金資産を認めないというのが会計基準の中に書いてありますので、それを適用して、繰延税金資産が認め

られないという結論になる。そうすると例によつて頭取が、そんなばかな、いきなりそういうことをいって何だ、という話になつてしまつたわけです。

結局、足利銀行の問題は、否認の金額が問題ではなくて、脆弱な自己資本にあつたということなのです。ですから、私は、昨日も地銀、第二地銀の監査人を協会に集めて申し上げたのですが、余り金融庁の検査を不安がる必要はない、よほどおかしなケースは別ですけれども、通常そんなに怖がる必要はない。しかし、監査対象が自己資本比率が低くかつ繰延税金資産が多いところは、要注意であらう。検査で仮に二〇%とか三〇%の否認があつた場合に、一気に自己資本比率が低下して、そうすると繰延税金資産が認められないということ、二重に低くなるわけです。そうすると、今まで悠々と思つていた銀行が急におかしく

なるということは十分考えられるわけで、そういう銀行には十分気をつけて下さいという話をいたしました。

地銀以下でそういう銀行があるかどうかということについては、雑誌等でもいろいろ書かれておりますけれども、私もからみても、今いったような銀行には十分留意する方がいいだろうと思っております。幸いにして、現段階で自己資本比率が足利銀行ほど低く、足利銀行ほど繰延税金資産があるところはありませんので、この三月末は、そういう意味ではいきなり倒れる、破綻するという問題は遠のいていっているのではないかという気がいたします。

そういう見方からすると、銀行の問題、まだまだ合併とか統合はあり得るかと思いますが、銀行については大分見えてきたということがいえるかと思えます。まだ信金、信組については全然見え

ていません。ですから、この問題を敷衍していくと、これは資本市場と直接関係があるかどうかかわかりませんが、金融システムの安定化の問題は全てが終わったことにはならないと思えます。世の中の景気と合わせて、むしろ、今後は悪いところをつぶせということよりも、悪いところをよくしようということ、再生問題の方に重点が移っていくと思えます。

そういう意味では、今後私どもの見方も、あるいは銀行自体も、何が透明性かといったら、再生をどう考えているか、融資先の再生をどうみていくか、その再生計画を明示できるかどうか。このことが理解できる情報ということで、透明性ある情報が重要なものになっていくのではないかと思っています。

以上が銀行監査について、現在私どもが考えているところであります。

三、改正公認会計士法

次に、監査を担保するという立場で、今後大きく影響を与えると思われるものは、公認会計士法の三七年振りの大改正ですが、このことについて、少し触れたいと思います。

アメリカではエンロンあるいはワールドコム等の事件がありまして、サーベンス・オクスレー法（企業会計改革法）という法律ができました。そして、その法律に基づいてPCAOB（公開会社会計監督委員会）という機関をつくって、そこが直接公開会社と監査法人をディスクロージャーという観点から統括するということを行っております。また、企業からは、内部統制についての経営者の意思確認をとる。会計事務所に対しては直接レビューをしていくという方法で統括をしてい

うというようになっております。

この影響を受け、日本はきちんとやろうということ而努力を重ねてきておりますけれども、アメリカに対抗するには、日本でも、現状のままでは不十分である、何か形があるものでしつかりやっていくという姿勢を見せなければだめだということから、今回公認会計士法の改正に、幾つかそういうポイントが盛り込まれることになりました。これは、会社の方にも大きな影響を与えますので、お話ししておきたいと思います。

(1) 非監査業務の同時提供の禁止

第一に、監査をしている会社に対しては監査以外の一定の業務を行ってはいけない、そういう規定が設けられました。大会社等の監査における非監査業務の同時提供の禁止という規定です。どういことが禁止に挙げられているかといえは、会

計帳簿の記帳の代行、財務又は会計にかかわる情報システムの整備、現物出資等の財産の証明、保険数理に関する業務、内部監査の外部委託に関する業務とか、こういうことであります。

私どもは、実はこの辺は大変問題があると思っております。監査に関連してぜひ提供したい、会社の内部体質を強くしたいという業務が、幾つもの中に入っているからです。

例えば、内部統制を強化したいというときに、監査で内部統制の弱点というものをいろいろと探して会社に勧告します。そうすると、会社はどういうふうにして内部統制を強化したらいいか、方法論がわからないのでそれについて指導して下さいといったときとしますと、私どもは、当然指導して、内部統制を強くするということを願っておりますので、具体的に作業内容を変えます。従来は何も問題にならなかったのですが、今後は内部

監査の外部委託に関する業務に該当するのかもしれないのか、こういう問題が直ちに出てきます。

それから、財務又は会計にかかわる情報システムの整備については、企業から、うちはITの専門家が少ないので、幾らITで指摘されてもなかなかうまくいかないもので、監査法人でやってくれないかといってきた場合に、それを受けてきちんとした内部情報システムなりITシステムをつくった場合に、今後は、これがだめになるのかどうか。

ある会社を買い取りたい、M & Aでぜひうちの部門につけ加えたい、あの会社を買い取りたいので、あの会社を調査して、どのぐらいか値段をつけてくれといわれた場合に、会計事務所が調査して、調査した結果財産はこれだけだから、買うのならこれ位の金額になる、こういう仕事をした場合に今回の非監査業務、つまり禁止業務に当たること

になるのか。このように具体的に考えていきますと、気になるところです。

外国に上場するので、監査法人で、英文財務諸表をつくってほしいと依頼されると、これまで、はいつくりまじょうと、やってきました。が、今後は、それが同時提供の禁止の中に入るのかどうか。会計業務の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務というのはだめだといっているわけですから、それに入るのかどうか。入るとなると、英文財務諸表は、私どもではつくってはいけないということになります。

入るのか入らないのかという際どい話がある。入るあり、アメリカでは大体同じような規定になっているのですけれども、ほとんどだめだということになっています。アメリカでは、今内部統制をきちんと頼もうとするときは、監査している事務所ではなくて、監査をしていない事務所に頼む。

ですから、一会社二監査法人の状況がだんだん出てきているわけです。

これがアメリカの流れですけれども、日本ではそうやっていくのかどうか、まだ分かりません。日本では、今までの慣行からすると、経営者は、やはり余り多くの会計事務所に自社の秘密を漏らしたくない、漏れるのは困る。また、なるべくコストは安くしたい、ダブルでやるとコストは高くなるだろうから、そういう意味ではワンストップの形でやりたい。そういう考え方が、これからどう影響していくかという問題になると思います。

(2) 指定社員制

第二に、今回の公認会計士法の改正で、指定社員制というものができました。これは、私どもの方からお願したことなのですが、私どもは、本当はもっとアメリカと同じように、LLP制度、

つまり責任が限定されたパートナーシップ制度を望んでおりました。

関与した公認会計士が監査法人とともに責任を持つというならわかる。しかし、私どもの監査法人には三〇〇人以上の社員（パートナー）がいますから、自分が監査していない、関係していない会社のことまで責任を負うのは困るということ、監査した社員だけが責任を負ってほしいということ、関与社員という制度があるわけですが、これも、現在のところ法律上の責任はそうなっていない。そこで、法的に責任は関与した社員だけに限定してほしいと思っております。

今回は、弁護士法の規定をかりまして、こういう趣旨で「指定社員」という制度をつくりました。会社から請求される損害賠償に対してだけは、指定社員に指定された会計士だけが責任を負う、それ以外の社員は責任を負わない、というこ

とになりました。しかし、このたびの会社法改正の論点では、会計監査人も代表訴訟の対象にするというかなり有力な案も出ていますから、これにより会社から請求される範囲が結構増える可能性があると思います。

ただ、指定社員制度は責任限定がまだ狭い範囲ですから、監査対象会社以外の第三者についてもぜひ同じようにしてほしいわけです。アメリカでは、当然第三者についても、監査している社員だけが責任を負うことになっているわけです。それでも、多くの訴訟が起きて監査事務所がねらわれています。アメリカでは、会計士専門の訴訟弁護士というのがいるようですし、お金がある監査事務所を意識的にねらうという話も聞いております。当然日本でも、今後いわゆるディープポケットをねらうという訴訟は起きるだろうと思えます。

皆様は責任ぐらい負ったらいいではないかとお
 思いになるかもしれませんが、実は、監査
 法人が全部払いきれなくて倒産しても社員個人の
 責任は残る、仮に八〇億円払いなさいといわれて
 監査法人は五〇億円払って倒れても残り三〇億円
 が社員に負担が来るわけです。例えば一人が一億
 円負担するということになったら、監査法人が解
 散後も社員の負担として残り、その社員が死んだ
 ら、相続を放棄しない限り子供に行きます。つま
 り、どうなっても、その社員一人になってもまと
 わりついていく、そういう責任になるものです。
 ですから実際に監査していない社員にそこまで
 の責任を負わせるのはおかしいということとは理解
 いただけると思います。今は監査対象会社の責任
 だけなのですから、第三者に対する責任も含
 めて、ぜひそのようにしてほしい。そうでない
 と、アメリカの会計事務所が日本にいろいろ来

たときに、日本の保険料が高くて日本の事務所
 は競争に負けてしまうということになりかねま
 せん。

(3) 公認会計士・監査審査会

第三は、アメリカのPCAOBに似た制度とし
 て、四月一日に「公認会計士・監査審査会」とい
 う組織が金融庁にできます。この新しい組織は、
 従来にない強力な指導、監督を行うことを目指し
 ており、監査法人や会計士協会に対する立入調査
 権を認めていますし、また必要に応じて監査対象
 の会社に対する立入調査権も認めております。し
 たがって、従来会計士、監査法人及び会社の三者
 がよければそれでよしとされてきたことが、今後
 はできなくなりそうです。これらの三者に対して「公
 認会計士・監査審査会」の指導、監督の網をかけ
 ることにより、もっとしつかりとした監査を確保

しようという仕組みが創られたのです。そういう意味では、「公認会計士・監査審査会」において、今後順次具体的な施策が打ち出されることにより、様変わりになっていく可能性が十分あると思います。

この新しい公認会計士・監査審査会の会長は、元会計検査院長の金子晃氏が内定しておりますが、金子氏は、相当の覚悟で会長職に臨まれると聞いております。

四、「二〇〇五年問題」について

次に、若干視点を变えて、二〇〇五年問題についてお話を申し上げたいと思います。この二〇〇五年問題は、もちろん国内の問題にも影響を与えますが、世界的に非常に大きな問題でありま

す。二〇〇五年問題とは、もう御存知であろうと思えますけれども、EU市場統合化の一環として、二〇〇五年から、ヨーロッパ市場において上場している約七〇〇〇社の企業について、すべて「国際会計基準」(IAS)にしたがって処理すること及び「国際監査基準」(ISA)にしたがって監査を受けることを統一的に実行しようというものであります。したがって、これまで国際会計基準にしたがっていなかったドイツ、フランス、イタリアなどは、これに合わせるようとしているという問題が起きております。現在一番大きな問題となっているのは、「国際会計基準」(IAS)の三九号といわれる「金融商品の会計処理基準に関する規定」ですが、国際基準に合わせるには問題が大き過ぎることから、ヘッジ会計が十分適用できないという事態が生じています。このような問題が今焦点になっていることは、皆

様も御案内かと思えます。

私どもが二〇〇五年問題と申し上げているのは、EUにおいて国際会計基準に従うということになったときに、日本にはEUに上場している会社がたくさんありますが、それらはどうなるのだろうかという問題です。ロンドン市場においては、EUの指令に従うとはつきりっています。

ロンドン市場では、「アメリカの基準又は国際会計基準のどちらかを適用する。ただし、第二市場としてロンドン市場にリスティングしている会社の場合は、必ずしも国際会計基準に従わなくてもいいけれども、少なくとも国際会計基準と同様の基準を採用してもらいたい」という規則が定められたわけです。

ロンドンの取引所では、個々の上場企業について、このような規則に合致するかどうかの判定をこれから行っていくとしていますが、実際には

ロンドン市場では判定はできません。具体的に判定をするのは、EUの欧州域内市場総局というところです。現在はキャレル・バン・ヒューレー (Karel Van Hulle) という方が担当課長のようなのですが、その担当課で国際会計基準と同様のものかどうかを判定するといわれています。

現在の日本の会計基準については、私どもとしては十分自信があります。自信は十分あるのですけれども、現在作成されている国際基準の中にくつか問題があり、それがもし正式に決められたらどうするかという問題があるほか、企業結合に関する基準については明らかに日本と国際会計基準とで違っている部分があります。もう一つは、最近少し話題になりましたけれども、リース会計においても違っているところがあります。この辺をどうするかという問題はありますけれども、それらを別としますと、基本的にはほとんど日本は

国際基準を採り入れており、金融商品などについては、ヨーロッパより日本の方が進んでいるという部分もありますので、そういう意味では日本の現行の基準が認められていいのではないかと思っています。

二〇〇五年、二〇〇六年は、EU自身の企業がきちんと処理しているかどうかをチェックするのに精いっぱいであり、日本の基準が合っているかどうかをチェックする時間がないということですので、二〇〇五年、二〇〇六年は従来どおりの基準を適用することになりました。したがって、日本などの基準は、二〇〇七年一月一日の状況で判断するということなのですが、判断するとしても、二〇〇七年になってから、いきなり日本の基準はやはりだめだといわれたら大変なことになるので、やはりその前から調整していく必要があります。と、思います。

したがって、今年は二〇〇四年ですから、二〇〇四年、二〇〇五年のうちに、もし日本の基準で足りないところがあればそれを修正し、調整できる部分は調整して、どうしてもこれは日本の基準でいいのだというところは正々堂々と主張することによって、少なくとも日本の基準そのものがだめだということにならないようにEUに対してアピールしていく必要があると思います。

このために金融庁、経済産業省も、既にEUへ行ったたり、イギリスへ行ったりしています。私どもも守備範囲である監査基準について一生懸命に調整の努力をしていますし、また日本の方が優れているのだということを英語に翻訳して、相手に分かり易いようにするための努力もしています。さらに、日本の企業会計基準（ASB）が国際会計基準（IAS）とどこが違うのかということについての説明資料を一生懸命作っております。

(1) 海外問題

① 「企業結合」について

ただ、具体的な問題について日本が本当にどうしようかと悩んでいるものとして「企業結合」と「業績評価」の問題がありますが、これらはどうしようもないのではないかと思います。企業結合において、日本は国際基準と比べて何が一番違つかといえば、「持ち分プーリング法」を一部認めていることと、「のれん」の償却を強制していることの二つです。実はこの説には私も賛成なのですけれども、少なくとも持ち分プーリング法を認めるかどうかは別として、「のれん」については日本の基準の方が正しいと思わざるを得ません。

EUの人といくら意見交換をしても、相手のいっている理屈が分からない。先方は『のれん』については資産がきちんと存在するのだから、そ

れは評価していいのだ。その評価した価値がなくなった場合に減損すればいいのだ」という主張です。これに対して我々は「それでは、なぜ固定資産を減価償却するのか。固定資産も価値があるなら減価償却しないではないか。固定資産をキャッシュフロー方式で評価すれば、当然価値があるはずだ。同じ生産量を生み出すなら同じキャッシュフローが生じるから固定資産についても減価償却しなくていいということにならないか」と反論しています。しかし、先方は「固定資産は費用配分で減価償却するのだ」という考えを持ち出して、昔の費用配分説をとり、なおかつ「今ある財産を償却した後で、もちろん価値がなければ減損するのだ」といって、いわゆる減損会計を適用するという二段構えです。「では、なぜ『のれん』は償却しないで減損会計だけなのか」と我々が問い詰めても、この点の理屈がどうして

も分からないのです。実は、理屈が分からないのではなくて、理屈がないのではないかと思えます。

「のれん」の減損会計を導入したときの経緯として、アメリカとの間で「償却期間を五〇年からもっと短くする」という考えに対して、「そうではない。短くするのではなくて一挙に償却する」、「それでは、償却しないで減損だけにしよう」という取引があり、結局「償却をしない代わりに減損を入れた」というような話を裏で聞くわけです。そうすると、何の理屈もないのではないかと思えます。日本は償却しようというのですから、これは立派な話です。しかし、この考えは国際会計基準と合わないということになります。EUからみると、「日本は企業結合について国際会計基準に合わせていない。確信犯なのだ」という言い方をされかねないのです。

② 「業績報告」について

「業績報告」についても、これまで当期利益を損益計算の基礎に置いてきましたが、これに資産変動の損益を加えようという考えが出てきています。つまり、この場合の「業績報告」とは、当期の業務利益をも含めた財産変動利益ということになるのですが、これがどうも採用されそうな雰囲気なのです。しかし、企業利益として、なぜ当期利益を用いることがだめなのかと疑問に思っています。なぜそんなに価値の大きな時価の評価差額をその時々々の損益に反映させなければならないのか、どう考えてみても疑問です。したがって、この点も理解できない。これも問題として残る可能性が十分あります。

そのように疑問を呈すると、「日本は国際会計基準にしたがっていない」という批判が返ってきますが、「それでは、注記でその差異を書けばいい

いのか」ということになる、主要な体系ですから、とても注記で対応できるものかどうかわかりません。したがって、これからまだまだどう認めてもらおうかということについて、相当のディスカッションが必要になるのではないかと思います。

③ 「リース会計」について

「リース会計」についても問題になっていますが、私はこの問題については逆に日本基準に批判的です。A社は、借金しているけれども航空機を自前で買って、バランスシートに載せている。B社は航空機をリースで利用している。この場合、同じ航空機が両方の会社に二台ずつあって同じように運航しているのに、一方の会社はバランスシートには総資産に航空機二台分が載っているが、他方の会社はバランスシートには載っていない、ゼロである。そのような会計処理に基づい

て、それぞれの会社の総資産利益率などのいろいろな指標を算出すると違ってしまいます。このようなことが日本ではいいとされているのですけれども、それはどうみてもおかしいといわざるを得ません。

日本のリース会計はおかしいということをしていましたら、リース業界の代表の方が会計士協会を訪ねて来られまして、「バランスシートに載るようになる」とリース業界は全滅する。現在は、所有権移転外ファイナンス・リースとして税法の認定を受けているが、各企業が利用しているリースは今のようない經理処理の方法でないと税法上の認定が受けられない。したがって、会計士協会は、現在のやり方でよいとされているリース業界をつぶす気ですか」という陳情がありました。このようにリース業界の生き死にの問題が出てきて、弱ったなということになりましたが、企業会

計基準委員会でリース会計についての結論が出なかったということは、そういう事情に因るのだろうと思っています。

この問題は、バランスシート上、オンバランス、オフバランスのいずれの場合も税法的な取扱いは同じであるということにならないと解決が難しいところがありますが、再々申し上げますように「透明性ある企業財務情報」という観点からすれば、全くおかしいことだと思っています。

(2) 国内問題

二〇〇五年問題の国内問題としては、日本の企業がヨーロッパ市場に上場できるかという問題は先程申し上げましたけれども、日本においてヨーロッパの企業が国際会計基準を適用することを認めるかについては、認めざるを得ないだろうと思っています。それでは、日本において日本の企業が国

際会計基準を適用することは認めるか。これは難題です。日本には日本の企業会計基準があります。ヨーロッパは国際会計基準ですので、ヨーロッパに上場している日本企業としては、ヨーロッパで国際会計基準を適用するのだから、日本でも国際会計基準の適用を認めてくれたら財務諸表は一本で済む。それを認めてほしいといい出しかねないと思います。

現実には、アメリカに上場している日本の会社は、連結財務諸表などはアメリカの基準を適用することになっていますから、当然そういうことを求めてくるでしょう。しかし、実は日本では今まで国際会計基準に対してあまり認知度が高くありません。会計士自身も、概念的には分かっているけれども、実際にどのように処理するかについては、実務を経験している人はほとんどいません。アメリカ基準の経験はあるけれども、国際会計基

準については、あまり日本では実務的な慣行がないので、具体的な処理に関するノウハウの蓄積がありません。そのようなインフラがないので、これからインフラを一生懸命作っていかなければならない。これも二〇〇五年問題としての一つの材料です。

さらに、外国に上場していない日本の企業、日本国内だけの企業についても、国際会計基準を認めるかどうか。このようにだんだん拡大していくと、日本は二つの基準があつて、どちらの基準でも上場できるということになってしまいますが、これはいいことなのか悪いことなのか、という問題がでてきます。

現在、これらの国内問題は、企業会計審議会の企画調整部会で検討を始めているところです。私もメンバーに入っていますが、むしろ市場関係者が本場にどう考えておられるのか、特に企業間比

較をしていく上で、アナリストの方々はこの点についてどのように考えておられるのかをお聞きしたいところだと思っています。

国際会計基準審議会（IASB）が今申し上げたような議論をしており、日本としてどうしても理解できないような事項についても話を前に進めているという状況ですので、いつまでもそうさせてなるものかということで、日本からどんどん意見を主張して、それを取り入れてもらいたいと思つています。そのためには、現在日本人は委員一人が参加していますけれども、事務局にも日本人を送り込んで、いい素案を作つて日本向きの発想のものをどんどん入れてもらうことが必要です。しかし、残念ながら、これがためなのです。日本人の会計士で、英語的センスがあつて会計的センスがある人は、アメリカで経験した人の方がどうしても多いのです。彼らは日本人でありなが

らアメリカ的なセンスで経験を経てきていますから、国際会計基準の作成作業についても、アングロサクソンと同じ発想になってしまっただけです。そこで、日本企業にいる人を専門家として事務局に派遣することができないかということでも私も一生懸命探しています。しかし、日本企業は経理分野で専門家を育てていないのです。優秀な人は総合管理職として様々なポストを回っていくわけです。さすがに日立、松下、トヨタなど海外に上場している企業には適任者がいますが、そのような人材はやつと育てた金の卵だから会社は放しとくれない、「他所のところへ出せない」ということですので、これらの企業もだめということになります。したがって、企業から優秀な経理の専門家がそのような国際的な組織に出向するということはあり得ないことでありまして、日本として出せる人材は皆無です。

現在、日本の企業会計基準委員会に一三人の委員がいますが、そのうちの五人を専属にしたいと思っていました。しかし、残念ながら五人は確保できなくて、実際は会計士一人、企業から一人、東京証券取引所から一人の三人です。この三人が専属であり、フルタイムで働いています。しかし、ちょうど任期が来て、再選を考えているところですが、このうちの会計士と東京証券取引所の職員は残れるのですけれども、企業からの出向者はもう三年近くいるので、本社に帰してほしいといわれています。私としては、それは当たり前だと思えます。企業人として生きている限りは、他所へずっと出向していると戻った場所がなくなるということになりますので、出向期間は三年が限度ではないかという事情はよく分かります。したがって、その人は帰してもいいですが、代わりの人を派遣していただけますかと聞いたら、常勤

として出向できる人がいないのです。日本の上場会社は約三五〇〇社あって、そのうち一社も出してくれないということは、それだけ経理の層というのは薄いということです。優秀な人は経理にも優秀なのだけども他の分野でも優秀ですので、総合管理職としていろいろなポストを回ってしまふ。専門家として育てた人材もいるが、それはやっとな専門家なので、企業で必要としており、結局外部に出せる人がいないということになります。

このように人を出せない状況であるのにもかかわらず、企業からは「会計基準でこういうものを作ってもらっては困る。こういうのはおかしい」という文句ばかり出てくるわけです。これに対し、私どもは「文句があるなら、人を出してください。我々会計士も出していますよ。人材を出し合って、基準を作るときお互いに一生懸命議論

しましょう。出来上がったものについて文句をいわないで、作る段階で意見をいつてください」とお願いしているところです。

先般、オリックスの宮内義彦会長にお会いすると、「業績報告などの国際会計基準（IAS）の作り方は非常に疑問であると思っており、自分の意見をいいたい。国内の企業会計基準（ASB）にも意見をいいたい」といわれました。「それでは、宮内会長、企業会計基準委員会の委員になってもええですか」と聞くと、「なってもいい」と言っていたのですが、月に二回合会が開催されますから、現実には時間的に多分無理だろうと思います。しかし、そこまでいってくださる方は、経営者としてまだ貴重なので。

実際には、会計基準を作るときは勝手に作ってくれ、金も出さないという企業が多いのです。企

業会計基準委員会では、企業に会員になっていた
だきたいと願っています。会費は一社わず
か年間二〇万円です。しかし、半分以上の上場企
業はまだ加入していない。そんな会計基準を作る
ところにお金を出せるかということ、会員に
なっていただけなのです。現在会員になつて
いるのは、上場会社三五〇〇社のうち一七〇〇
社位です。にもかかわらず業会計基準委員会
で基準を作れば、なぜこんな基準を当社に実施
させるのだという苦言を頂戴することになりま
す。このような企業の考え方は絶対におかしい
と思います。やはり、文句をいうのなら、策定
段階からぜひ参画してほしい。そのためには、
ぜひそういう人材を育てるべきではないかと思
います。

以上が二〇〇五年問題の国内問題の概要であり
ます。

五、ガバナンスと会計監査

次に「ガバナンスと会計監査」について申し上
げます。ガバナンスをどう作るかという問題はま
さしく経営者の意識にかかっています。

現在、「委員会設置会社」が何十社あります
が、その状況をみていますと明らかにガバナンス
が変わってきています。旧来型の監査役会設置会
社のガバナンスは、執行役員制度なども導入され
ていますけれども、基本的には変わっていませ
ん。多分、多くの経営者には、本当に変わっては困
るという思いがあつて、従来型のものであるが、
新しい体裁は整えたというようなガバナンスの作
り方をしていのではないかと思っています。

したがって、本当に企業統括の立場にある経営
者として、自分だけですべてを判断するのはまず

い、それをチェックする機構があるのが当然だと思つか、思わないかということ、まさしく経営者の意識がどうなっているかということに直結する問題であると思います。

この問題は「内部統制」についてもしかりです。アメリカでは、経営者は、内部統制をきちんと作りますということを宣誓させられるわけです。現実に、宣誓させられた経営者には、きちんと作っていないかったら刑務所にまでぶち込まれるペナルティーがありますから、経営者は必死になって内部統制をつくります。一説によると、このコストが何十億円、何百億円かかっていると聞いています。

日本では、内部統制はあまりにも手薄です。今、日本で内部統制をきちんと作れといったら、恐らく各社相当の金額がかかるでしょう。内部統制は、ただ経営効率の観点から調査して社長に進

言すればいいという程度のもではありません。

統制を行き届かせるための人材が投入されており、隅々まできちんと統制が行き届いていることが必要です。当然内部監査も行う必要がありません。効率性あるいはコンプライアンスを含めて、経営のシステムがきちんと動いているかどうかを監査する立場の人が必要です。現実に、銀行には内部監査に数十人の人間が配置されています。通常の事業会社でも、本当にやればその程度の人数は必要はずです。

しかし、内部監査制度がきちんと確立して運用されている会社はどれ位あるかといえば、恐ろしいぐらいパーセンテージは低いのです。監査役監査が行われ、また内部監査も行われるので、効率化のために事務局を統合してはどうかという議論があつて、それを実行しようとしている会社あるいは既に統合した会社がありますけれども、これ

は間違いだと思いません。監査役というのはまさしくガバナンスをチェックするための機関です。内部統制が適正に機能しているか、内部監査を適確に実施しているかをチェックするのが監査役の役割であって、内部監査のための細々したところをチェックするのは役目ではありません。その監査役の事務局が内部監査の事務局を兼ねてしまったら、本来の機能が機能しなくなるのではないかと思います。そういう意味で、日本ではまだまだ内部統制の確立・運用についての意識が甘いと思います。

アメリカなどの海外の大きな会社と競争していく上で、日本の企業が内部統制にコストをかけていないことの恐ろしさは非常にあると思います。何かの事件が発生して、一旦綻びが生じると、一挙にこれまでの甘さが出てしまっわけです。もう少し内部統制がしっかりしていれば、発覚段階

で、そんなに事件が大きくならないうちに是正できたはずのものが、内部統制がきちんとしていなかったので、事件が表に出るときには一遍に会社の存亡にかかわるようなことになってしまっ。こういう事件の発生の仕方をしてしまっような気がして仕方がありません。

現実に、産業再生機構には倒れかかっている会社が随分来ます。私も産業再生委員会の委員をしています。再生機構で議論していますと、表では分からなくても、会社の内実が色々問題があるということが分かるのです。

再生させるためには、どうしても資源の集中をしなければなりません。今まではある会社の事業を切り開いて、事業を選択して、儲からない事業は捨てる。儲かっている事業を集中して伸ばす。このような「選択と集中」は当たり前の話ですけれども、産業再生機構では、そのために会社の中を

徹底的に調査するわけです。その結果、次から次へと問題が出てきます。だからこそその会社は危うくなったのだと思いますけれども、経営者は今までこんな問題があるのに何をしていたんだろうと思わざるを得ないような事例がいくつも出てくるのです。

したがって、今生きている会社、立派なように思われている会社も、もしかしたら経営者の意識が低いのではなからうか。これは一つの例えですが、この制度をぜひ前向きに検討してみよう」と考えて、その上で「いや、当社はこういう状況にあるから採用しなくてもいいのだ」という結論になる。このようなしっかりした認識を持って分析をして、その結果として当社はこの方式を採用するといふのならよいと思えますが、何となく「ガバナンスについては、当社は自分がしっかり

としているから心配いらぬ。私が目の黒いうちは大丈夫だ」というような感覚の会社ですと、どこかで綻んだときにどうなってしまうのか非常に危惧します。

もし、「ワンマンカンパニー」になっていると、経営者に悪い情報が入っていないかもしれませんが、悪い情報が入っていないと、経営者は絶対に「自分の会社は問題ないのだ」という錯覚をしてしまいます。このため、どうしようもなくなくなってから、「実はこんな悪いところがあるのです」という情報が経営者に届きます。「おいおい待てよ、何だ当社は。もうどうしようもないではないか」ということになります。これが、騙していれば粉飾により倒産する会社につながっていきまじ、粉飾しなくても、やはり倒産の危機に近づくことになると思えます。

したがって、経営者の意識改革は、欠かせない

のではないかと思います。そのために、「内部統制体制及びリスク管理体制」を確立することが必要であり、私も監査人として会社にそのような改善を迫らなければならないと思っています。

ただ、会計士も、正直いって、今まで経営者に対してきちんとした意見を述べているケースは意外と少ないのです。担当常務取締役や専務取締役あるいは部長などのレベルの方に伝えるだけで、「きちんとお願いします」ということで終わっているのです。

しかし、会社はやはり経営者で動いていますから、経営者に会って、経営者と議論して、経営者が何を考えているかを把握して、そこに迫る言い方をしないと、実は動いてくれないのではないかと思います。特に、内部統制を作るとは、経営者にとつては決して甘い水ではありませんから、経営者の胸に届くことをいうためには直接会っていわなけ

ればいけない。

ところが、私も最近経営者と会う機会が多いのですが、経営者サイドからいわせると、「当社に来る監査人はだめだ。来てても何も意見をいわない。言うとしても、何か堅苦しいことばかりいつて、話にならぬ。経営というのは、そんな甘いものではない」と逆にいわれてしまうわけです。そうすると、会計士は会計用語で迫って、経営者は経営感覚でいいですから、「水と油」で全く議論が噛み合わない。これではうまくいきませんので、我々としても経営者に届く努力をしなければいけないと思います。

六、会社法の改正問題

(1) 連結決算導入における完全子会社の取扱い
最後に、会社法改正問題についてお話しします。

「ここでも「透明性ある企業財務情報」というキーワードに関連して大きな問題がいくつつかでてきています。

現在、法制審議会に「会社法（現代化関係）部会」が設けられています。私は、会計士、監査人の立場から委員の一人に加わっており、商法全体に関わる問題がテーマとして数多く取り上げられていますが、私どもの立場からあえて申し上げれば、まず第一に新しい会社法では連結決算が導入されるという問題があります。新しい会社法により連結決算を導入した段階では、一〇〇%子会社については独自の監査は要らないという規定が案として出ています。つまり、完全子会社に対する監査人は不要だということです。完全子会社は親会社の連結監査人が連結の範囲で必要な監査をすればいいという考え方です。

この案に対して、私どもは猛烈に反発していま

す。その理由は、ホールディング会社はすべて親会社として位置づけられますので、例えば、「リソナホールディング」と監査契約を結ぶだけで、ホールディング事業であるリソナ銀行とは契約しなくていいのかということになります。親会社の監査をする際に併せて完全子会社の監査もする、すなわちリソナ銀行もチェックをするからいいだろうということのようです。しかし、監査を受ける当事者であるのと当事者でないのでは、まるで違ってきます。まして、リソナ銀行以外のリソナグループの小規模な会社については、チェックしなくてもいいということになりかねません。経営規模の絶対値ではリソナ銀行が何十兆円のスケールであるのに対し、その他のグループ内の会社は、何兆あるいは何千億というレベルになります。何千億は何十兆に比べれば一〇〇分の一だから、重要性から考えてチェックしなくてもいいで

しょう、必ずこうなるに決まっています。その場合、経営者としては「小規模の子会社の監査は依頼する必要がないから、監査人と交渉して、子会社はチェックしなくてもいいように調整せよ」と必ず経理担当役員に指示すると思うのです。そこで会社側と監査人との攻防戦となつて、結局は連結監査に支障がない限りはチェックしなくてもいいということになる可能性が大きいと私は思っております。そして、それで今猛烈な反対をしているわけです。

私もが主張しています反論は、「ホールディングカンパニーを監査する場合、りそな銀行や「りそなグループ事業」の債権者に対して我々は監査の責任がないのですか。ホールディングカンパニーには、株主はいますが、債権者は誰もいないではないですか」というものですが、このような論法でホールディングカンパニーとだけ監査契

約を結んでも意味がないということを申し上げております。

また、「内部統制の義務化」が問題となっております。内部統制を設置することは、委員会設置会社には強制されていますが、監査役設置会社、要するに従来型会社にはまだ義務化されていません。これについて、先ほどの議論の延長になりませうけれども、ぜひ監査役設置会社にも内部統制を義務化すべきだと私は思っておりますが、今回の商法改正で内部統制の義務化が盛り込まれるかどうかは非常に難しいところであります。

(2) 中小会社の計算の適正性

次に、大きな問題になると思われるのが、「中小会社の計算の適正性」の問題です。現在、日本で株式公開をしている会社の数は約三五〇〇社です。公開していない会社で証取法の適用を受けて

いる会社がやはり千何百社あり、合計で約五〇〇〇社が証取法の適用を受けている会社です。他方、証取法の適用を受けないで、商法特例法が適用されている大会社が約五〇〇〇社あります。あわせて一万社が会計監査を受けている大会社といえるわけですが、残りの一〇〇万社の会社については、監査を受けないだけでなく、全く財務情報の公開もしていない会社もあるのです。

商法上は、会社は決算公告をすることになっています。しかし、現実問題として決算公告をしている会社というのはほんのわずかで、大部分はしていません。日本で株式会社を名乗って有限責任を名乗りながら有限責任を享受することの反対義務は何も果たしていないということが、今商法上一番大きな問題になっています。

中小会社といっても、資本金が五億円未満あるいは負債が二〇〇億円以下ということですので、

かなり大きな会社も入ります。私どもは、これらを中小会社と一括しないで、「中会社」と「小会社」に分けたらどうか、さらには、「小会社」と「零細会社」と分けて、「中会社」と「小会社」と「零細会社」に対する商法の適用を別々にしたらどうかと考えています。

「零細会社」については公告は必要ないのではないかと。本来小規模店舗を株式会社化しているような会社に公告を義務付けることは無理があるので、決算公告は要らない。しかし、「小会社」については、公告をきちんと義務付けてはどうか。「中会社」は、担保を受けるための監査やレビューを受けるような仕組み、第三者が監査に入る仕組みをつくったらどうかというのが私どもの論法なのです。

これはまだささやいている程度であり、商法改正問題で声を大きくはしておりません。声を大き

くして主張しているのは、「負債二〇〇億円」及び「資本金五億円」のラインを下げてほしいということです。「資本金一億円」がいいのか、「資本金三億円」がいいのか、どの水準がよいのかはよく分かりませんが、このような基準を下げ、会計監査人制度を拡大すべきだという意見をいっています。しかし、必ずしも私どもの意見が通るかどうかわかりません。

特に中小企業団体は猛烈に反対をしております。コストがかかるようなことはやめてほしいという理屈です。また日本税理士会連合会は、今税理士が七万人弱いますので、その有効利用を考えるとということから、中小会社の適正担保に関して税理士業務の有効利用が可能となるような商法上の手当てをしてもらいたいというておりまして、まだまだその帰趨がどうなるかはわからないところであります。

会社法の改正問題は、六月位まで議論をして、七月には要綱案の取りまとめに入り、九月には確定させるという予定であると聞いております。本来の改正要綱案であれば、法律の改正案を来年の通常国会にかけるとい場合には、一二月位までに確定すれば何とかなるようです。ところが、今回の商法改正案（会社法の現代化法案）は関連する法案が大変多い。関連する法案を全部整備するのに二、三カ月かかるのだそうです。それだけ関係する法案が多いということから、多分戦後最大の商法改正になるのではないかと聞いております。したがって、関連法案も全部整備して一二月までに確定するためには、九月位までに確定させなければならぬというスケジュールになるということですので。

問題が本質的なことであるにもかかわらず、時間的にはそれほど余裕がないということ、まさ

しく今の世の中のスピードに合った改革といえは改革ですけれども、スピードに合い過ぎた改革だなどとも思います。

これが会社法改正問題であります。

七、おわりに

以上いろいろ申し上げましたが、冒頭にお話ししましたように、突き詰めてみると、結局「透明性ある企業財務情報」というのは一体何か。これをどのように提供すればいいのか」という問題に尽きるのではないかと思えます。私も公認会計士ですから、監査という立場を通してそういう問題を追求していますけれども、そうでない立場であっても、やはりこの問題は日本のこれからの経済発展の上においては欠かせないものではなからうかと考えます。

現在郵政の民営化の問題が議論されていますが、経済財政諮問会議の下に、総務省と内閣府の共同で作っている「郵政民営化連絡協議会」という下部組織がありまして、民間人は四人（学者一人、研究者の方及び私）で、総務省の郵政の二人と内閣府の二人との合計八人で議論しています。

なぜそういうところに私が参加させられたのだろうか。財政の問題、経済マクロの問題、雇用の問題、あるいは流通の問題などの専門家が入って議論するのはある意味で当然ですが、なぜ会計士がそういう中に入るのか。これは、実はもうお気付きだと思えますけれども、私は透明性ある財務情報ということを旗印にずっと掲げてきていましたから、この点にあるのかなと最近思うようになりました。

つまり、郵政民営化問題でも、何となく議論しているうちに民営化したというのでは、一体何が

変わったのが結局見えてこない。見えるようにするために、やはり新しい民営化後の会社組織がどういふ予測情報を持って成り立つのかということを見せるようにしなければいけないのではないか。民営化といっているけれども、一体どうしたら民営化になるのか。民営化した姿というのは一体どういふものなのか。特殊会社なのか、完璧な民間の株式会社なのか。その場合、事業を分割した会社なのか、あるいは地域分割した会社なのか。これがみんな見えるようにならないと、一体どのような形態がいかかわらないわけです。したがって、このことを考慮して、透明性ある企業財務情報を大事にしている私どもに議論に一枚加われという話になったのかなという思いがあります。

ましてや、現在国の行政改革で、これまで国の組織であった機関の一部がどんどん分割されて独

立行政法人になっています。一番典型的なのは、国立大学が国の直接下であったものを独立させ、この四月から法人になります。東大も、東京大学法人になり、法人としての経営委員会を設けて、いろいろガバナンスを作っています。東京大学の学長がいわば社長のような立場で経営権を持ってこれからやっていくという仕組みになっています。

このような仕組みになれば、当然経営成果はディスクロージャーを伴うことになります。経営を担った結果はどうなりましたかということを示さなければなりません。行政コストやバランスシートを開示して、予算通りに実行したか、赤字にならないでやったかどうかの経営成果をチェックする。財務諸表を見せて、こういふことをチェックする。そのチェックは私どもがするわけですから、結果として対外的に公開するもの

になる。

このように国の組織の一部でさえ分割して法人化し、その経営成果を公開するようになってきています。そういう意味では、透明性ある財務情報というのは、必ずしも企業のみならず日本全体がそういう方向に進んでおりますので、元祖である企業においてはぜひお手本を示すような存在であってほしいと思いますし、私どももそのように努力したいと思っております。

一応、私に与えられたテーマについて私なりに申し上げます。まだ若干時間もございますので、御質問があったらお受けしたいと思います。

御清聴、どうもありがとうございます。(拍手)

関理事長 問題の核心に触れられ明解かつ率直にお話しをいただき、非常に印象深く聞かせていた

いただきました。少し時間を残していただいておりますので、御質問をお受けしたいと思います。どなたかいらっしゃいませんか。

質問者 大変分かりやすく、非常に感銘を受けながらお聞きしたのですが、その中で二つばかり、奥山会長御自身はどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

先ほど、透明性ある企業財務情報というのは実体を示すということだとお話になりました。まさにそのとおりだと思っておりますが、それとの関連で、業績評価として利益に時価を反映させることにより企業の財務状態を把握することは、ディスカウントや分析に当たる証券アナリストとしても、あるいはガバナンスの面でも極めて重要なことだと思えます。

もちろん、包括利益一本でやられてはおかしくなりますので、業績評価で認識を誤らせる恐れが

あるということは、そういう意味では理解するのですが、むしろ私は時価で評価したものはコーポレートガバナンスの面でもアナリストとしても意味があるのではないかと思うのです。その点、どのように理解したらいいかということが一つ。

もう一つは、銀行の繰延税金資産の問題ですが、これは日本の場合、例によりまして税当局の主張だと思いますが、無税償却の要件が非常に厳しくて、結局有税で対応せざるを得ない。このことが問題を非常に複雑にさせるといふか、不自然にさせているのではないかと思うのです。その点、いかがなものでしょう。

その二点について、御回答をお願いします。奥山 まず前半の方のご質問は、業績評価について、むしろ時価を反映させた方が妥当ではないかという趣旨のような気がしますけれども、これは時価のレベルというか、程度の問題だと思つので

す。

私も、もちろん取得原価だけで構成するバランスシートや損益は意味がないと思いますけれども、逆にすべからず時価で反映させて、いわば全面現在価値会計みたいな形でやるというのめいかななものかと思えます。問題は、経営者の意思をどこまでバランスシートや損益に反映させたものを作り、それを市場で評価することがいいのかということだと思つのです。

仮に時価というものが測定可能なものですべて決められてしまうと、その会社はまさしく買収価値のような形でいつも評価されてしまうことになります。経営者が将来に対して一体どう考えているかという価値がどこに入ってくるのだろうかとか疑問に思っています。すなわち、経営者の意思というものが全く入り込まないところまで時価が入り込む、そういう評価というのはいかがなものか

というのが私の見解です。したがって、すべてではないけれども当然時価はある程度反映させることになるということだと思います。

次に、無税償却については、全くおっしゃっておりです。私どもは、金融庁と一緒に、「早く有税償却ではなく、無税償却にすべきである。有税償却をするから繰延税金資産が出る。無税償却を認めなければ、この問題は永久に残るので、無税償却にすべきだ」ということを国税当局に対して一生懸命主張しています。「一〇年国債でもいいから還付してくれ。一〇年後までの間にむしる税金を払うからそれでいいではないか」とまでいつているのですけれども、国税当局は頑として聞き入れてくれません。残念なことだと思っています。そこは同意見です。

質問者 本日のテーマであります透明性ある企業財務情報に関連するのですが、四半期開示につい

て先生はどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。四半期開示について、より透明性あるいは信頼性を担保するための会計監査についてはどのようにお考えでしょうか。

奥山 四半期開示は早く実施するべきだと思っています。現在は東京証券取引所の要請という形で出ていますけれども、早く制度化してもいいのではないかと思っています。

しかし、私どもは四半期自体について通常と同様な会計監査が必要かという点については、やや懐疑的です。やはり監査はレビュー程度であって、むしる早く情報が提供されるということの方が重要なのではないかと思えます。四半期ですから、監査という点では、半期の中間決算の監査でチェックができますので、そういう意味では監査はレビュー程度にとどめ、本来の監査は不要なのではないかというのが見解です。

質問者 本日はありがとうございます。内部統制のことでお聞きしたいと思うのですが、先ほど上場会社の中でも内部統制を進めている会社がまだまだ比率として少ないというお話がありました。経営者の方とお話ししていると、自分のところは大丈夫だといわれる会社が結構多くて、その辺、我々の立場とかなりギャップが生じていると思うのです。

奥山会長の今まで御覧になったケースで、例えば具体的に内部統制や内部監査をとてうまく進めておられる会社の何か具体的なケースがあれば、参考までにお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

奥山 これは参考になるかどうかわかりませんが、私も、私がいいなと思った会社は、内部統制が初めからできているのです。できているという意味は、内部牽制されるようなガバナンスに組織が

なっている、そういう会社があるのです。

それは例えばどついうことかというところ、「営業」、「生産」、「管理」及び「財務」の四本柱があつて、それぞれのトップがいつも同じ位置にいるのです。副社長なら副社長として必ずトップを構成している。したがって、四本の柱のトップがいつも意見をいい合つて、自分たちの立場の主張をするわけです。これはそもそもが立派なガバナンスだと私は思います。かつ、そこに内部監査制度が作つてあつて、縦断的に四つの柱のそれぞれを見ていくという形をとつておりました。社長はどこの肩を持つというわけではなくて、将来に対するトップの判断をそこに合わせていくというシステムをとつておりました。これは非常にすぐれているという一つの例だと思つています。

内部統制については、コン（COSO）レポートなどが出されていますが、それは個々の会社ご

とに違う形態というものがあっていいと思います。しかし、それはやはり経営者の単なる効率性を追求するだけの便宜に使われているのではなく、管理体制がしっかりしていることをチエックできる、そういう体制であるべきだと思います。そこは崩せないと思いますので、今申し上げた事例などは立派なガバナンス・内部統制の例であると思っています。

関理事長 それでは、よろしゅうございますか。今日は奥山会長、大変ありがとうございました。

(おくやま あきお・日本公認会計士協会会長)

(本稿は、平成一六年三月二六日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

会計監査を巡る最近の課題

奥 山 章 雄 氏

略 歴

昭和42年3月 早稲田大学第一商学部卒業
昭和43年12月 監査法人中央会計事務所入所
昭和46年3月 公認会計士登録
昭和52年2月 同監査法人社員就任
昭和58年3月 同監査法人（現中央青山監査法人）代表社員就任、現在に至る
昭和62年10月～昭和63年3月
東京大学経済学部非常勤講師

団 体 歴

平成4年7月～平成7年7月	日本公認会計士協会	常務理事
平成7年7月～平成13年7月	同	副会長
平成13年7月～現在	同	会長

審議会委員等

金融庁 顧問
金融庁 公認会計士・監査審査会委員
金融庁 企業会計審議会委員
法務省 法制審議会臨時委員
内閣府 顧問（郵政民営化準備室）
株式会社産業再生機構取締役・産業再生委員会委員
国立大学法人評価委員会委員

会計監査を巡る最近の課題—透明性ある企業財務情報とはなにか

平成16年3月26日
日本公認会計士協会
会長 奥山章雄

1. 透明性ある企業財務情報
 - ・透明性ある企業財務情報とは何か
 - ・監査は担保しているか

2. 銀行監査問題
 - ・繰延税金資産問題は一段落したか
 - ・企業再生問題

3. 改正公認会計士法
 - ・非監査業務の同時提供禁止
 - ・指定社員制
 - ・公認会計士・監査審査会

4. 2005年問題
 - ・海外問題
 - ・国内問題

5. ガバナンスと会計監査
 - ・経営者の意識改革
 - ・内部統制・リスク管理体制の確立
 - ・選択と集中

6. 会社法改正問題
 - ・連結決算導入における完全子会社の取扱い
 - ・中小会社の計算の適正性

以 上